

所沢市議会政策研究審議会会議記録（概要）

令和4年12月19日（月）

開 会 （午後7時0分）

1 開 会

谷口副議長

ただいまから、所沢市議会政策研究審議会を開会します。

皆様、本日はお忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

2 議長あいさつ

大石議長

委員の皆様におかれましては公私ともに御多忙のところ、所沢市議会政策研究審議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先月の11月28日に1回目の政策研究審議会を開催し、私から1件の諮問をさせていただきました。本日は、その諮問に対する答申をいただき、また、議会運営委員会委員との意見交換をさせていただきたいと思えます。

通年会期制は我々の悲願でもあり、これまでの議長をはじめ、議会運営委員会において、これまでにいろいろ議論を積み重ね、時間を費やしてきた次第です。審議会委員の皆様にもアドバイスをいただきまして、所沢市議会の政策立案能力や議会機能をパワーアップし、また職員にも配慮して

進めてまいりたいと考えておりますので、お力添えを賜りたいと存じます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

谷口副議長

次に、本日は過半数の委員の御出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、この会議は成立しています。

本日の配付物について確認させていただきます。本日の次第、扇原会長に取りまとめていただきました答申案をお手元のパソコン、iPadに保存させていただきます。それでは、ここからの議事進行につきましては、本審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、扇原会長にお願いいたします。

3 議 事

(1) 答申書の提出について

扇原会長

冒頭ではありますが、末吉議会運営委員長から御発言がございます。

末吉議会運営

委員長

先日の政策研究審議会の時点で議会運営委員会として考えが一致しておらず、諮問事項としてお示し出来なかった部分があります。執行部から年度末の地方税法等の改正に伴う市税条例等の改正について、地方自治法第180条の専決処分事項に指定してもらいたい旨の通年会期制導入に関する要望があり、議会運営委員会で協議を行ってございました。お手元に配付させていただきました「通年会期制導入に伴う改正例規及び逐条解

説」の最後のページに示させていただいている「市長の専決処分事項の指定についての一部改正」において、新たに第3項として、会計年度末における地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴う条例改正であって、市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないものに限って指定することを本日の議会運営委員会において正副委員長案として提案しました。過去、3月31日のぎりぎりに法案が成立したことがあったかと思いますが、年度末の法律の成立時期が定まらないこと、執行部の翌年度の執行準備があり繁忙であること等を考慮して、議会として執行部の業務等に配慮することとしたものです。

本来であれば、議会の重要な議決事件である条例の審議を、軽易なものとして地方自治法第180条の専決処分事項として指定することは適当ではないと考えますが、執行部への配慮等から、地方税法等の改正に伴う市税条例等の改正であって、市に裁量の余地がなく、直ちに施行しなければならないものに限って、指定することとしましたので、改めて御意見をいただきたいと存じます。

扇原会長

ただいまの御発言に対し、委員の皆様からの御意見等がありましたらよろしく申し上げます。

廣瀬委員

この問題は、実務上は多くの地方公共団体において、実態としては専決処分として条例改正が行われている例が多いと理解しています。また、今

の限定された条件に照らすと、実務上、差支えのないものというふうに認められます。ただ、税ということに関わるものですから、アメリカ独立革命に際しての「代表なくして課税なし」という言葉にも象徴されますように、選挙で選ばれた代表機関によってのみ、税についての決定ができるという考え方との整合性については、何か一言必要かなとは思いますが。ただし、この場合、地方税法と各自治体の税条例との関係性の中で、全国が統一にある基準によって地方税について取り扱うことについて、国の法律として定めており、それを我々が選挙で選んだ代表による国会という機関によって、民主的なコントロールのもとで法改正がなされるということに照らせば、法技術的にそれをそのまま条例に反映させて翌年度の初めから施行をしなければいけないものについて、各地方公共団体レベルにおける議員による審議、議決ということを省略することも、やむを得ないというふうに私は考えます。その意味では、今回のこの専決処分の指定について、第3項として追加されることは理念的にも説明がつくし、実務上、必要に応じたものとして認めてよいのではないかと考えます。

角田委員

文面を読ませていただく限り、法律改正に基づく必要な条例改正であり、かつ、市の裁量の余地がないということで恣意的な判断が入らないというところがありますので、一般的な感覚としては問題ないと考えております。

扇原会長

いくつか御意見を承りましたが、ほかに御意見がないようでしたら、先ほどの御意見を答申書案に反映するため、答申書案を準備する間、議題(2)に移りますがよろしいでしょうか。

(2) 議会運営委員会委員との意見交換について

扇原会長

それでは、議題(2)として、本日御出席されている議会運営委員会委員と諮問事項「通年会期制の在り方等の妥当性」について、審議会委員の皆様との意見交換を行いたいと思います。初めに、議会運営委員会委員から御質問や御意見等について御発言いただく形で進めていきたいと思えます。ざっくばらんによろしくお願いいたします。

小林委員

請願の取扱いについてです。通年会期制になると、どういうふうにしていけばいいのか考えていますが、先進事例があれば教えていただければと思います。

廣瀬委員

基本的には、通年会期制の場合にも定例的に行う会議について、どのように行うのかということは、条例で定めなさいとなっていて、基本的にはその定例会議の議案にしたいのであれば、いつまでに出してくださいというを示す。その意味では、定例会制度と基本的には変わらないです。ただ、そうでない緊急に議会に請願を出したいという案件があった場合には、通年の会期になっていますから議会側でそれを受け取って、緊急にそ

の請願をめぐる議論を議会としてもした方がいいのではないかということ、その時の情勢に合わせて随時、受け入れられるということはあってもよいことなのかなと思います。

基本的には定例会議の日程に合わせて締切りを設定して、そこで出してもらうというのが基本になると思います。

植竹委員

附帯意見といった項目がありますが、その中に「他市の事例を参考にしながら議会基本条例に定める市民参加に努める。」とあるんですが、この通年会期制の導入に当たって、我々も公聴会を開き、また議会報告会等で場を設けるということ、今考えているところですが、この通年会期制の導入に当たっては、大きな議会の制度改革という認識を持っています。どこまで市民参加を考えるべきなのか、どのような形で告知というか、そういうものが必要とされるのか、他市の事例ということで、廣瀬先生が考えるいい事例、導入に当たってこういう周知をした、そういう取組をしたという事例がありましたら参考までに教えていただければと思います。

廣瀬委員

この御質問に対しては、裏切るような回答となりますが、後々、この答申案を確定していくプロセスにおいて、私の提案としては「他市事例を参考にして」という文言を削除した方がよいのではないかと、というふうに提案しようと思っていました。

所沢市議会の議会基本条例が設けている市民参加の手段というのは、あ

る意味、色々な事例を参考にしながら現実的に想定できるフルセットと言ってもいいような内容になっていると思いますし、外部からもそういう評価をいただいていると思います。ですので、少なくともその水準を通年会期の導入後においても落とさないでくださいということをお伝えするのが、この部分の主眼だと私は受け止めておりまして、その時にももちろん、他市において通年の会期を生かして、例えば公聴会をやるための手続にしても、定例会制度をとっている時ならこういう組立てで、一旦継続審議にした上で、閉会中に公聴会を開くための閉会中の委員会審査を議決しておいてというような手順になるわけですが、それが通年会期になったらどういふふうにできるのか、そういう意味では他市の事例なども参考にされるとよいと思うのですが、議会における市民参加の手法として、他市事例をみて所沢市議会に足りないものを加えてくださいという趣旨は、私は少なくとも意図していませんつもりで前回発言したつもりです。

中委員

私も、この通年会期制が、今までとあまり変わらないならどうなんだろう、というのが4、5年前からずっと思っていたことです。議会運営委員会のメンバーになり、いろいろと見聞きさせていただいていくうちに、柔軟に会議を進めていくには、こういった制度をオープンにする方がいいのかな、また市民サービスに直結していくためにはいいのかなという考えから了とするようになってまいりました。

その中で一番気になるのが、「議会と執行部がお互いにコミュニケーション

ョンをとって協力しあいながら、共通した理解を深めていくよう努めること。」とあるのですけれども、この辺はどのような努め方をしていくことが、今後いい方向に向かっていくことなのかということ御指導いただければありがたいと思います。

廣瀬委員

前回の議論で、また議会運営委員会からも、こういうメリットがあるということをお示しした上で、通年の会期へということをお話しいただいた中でも、むしろ通年の会期中においてしっかり定めることによって、より予測可能性が高まるということと、色々な案件に対して柔軟に対応できるという両方の要素があるということが示されていたと思います。そのとおりですが、従来、定例会の制度を前提にして定例会で扱っていく議案については、いつ頃までにどういうことをやってという日程の感覚などは、議会と行政との間で共通了解となっていたとして、臨時会を開かなければいけないような案件については、臨時会をいつ頃開きたいということコミュニケーションを取り、日程を確定し招集してということも、既に経験があるわけですが、通年の会期のもとで臨時会議をいつどのような手続で、どういうコミュニケーションの上で取っていくのか。従来の臨時会よりも、ハードルはある程度下がることを期待するのは当然ですが、毎週のようにあれがあった、これがあったと言って本会議を何度も何度もやっているということを目指しているわけではないと思います。ならば、どれくらいの案件であれば、次の定例会議を待たずに本会議を開くべきかとか、

この辺りは相談をしながら、行政側も必要な場合もあるし、議会として、それは次の定例会まで少なくとも本会議では扱えず、せいぜい委員会の所管事務調査の中で、先行して議論しておく程度だったかもしれないけれども、通年の会期になった場合には本会議でも必要があれば議論するという場面も設定できますから、この辺りについては、まだこういう時にはこれでいこうという相場が成立していないわけです。そのことを個々の案件が浮上してくる都度、これはどう扱うかということを経初のうちは行政と議会との間でコミュニケーションを取りながら、こういう場合には次の定例会議まで待ちながら、せいぜい委員会で議論しておくとか、全員協議会で説明を聞くとか、それぐらいでよい、これぐらいの問題になったら、臨時で本会議を開いて、そこで集中質疑をやったほうがいいんだとか、その辺りの仕分を一定の期間をかけて確立していかれる必要があるのではないかという趣旨です。

中村委員

通年会期制だけを取り入れることというのは、そんなに難しくなかったと思うのですが、通年会期制の導入を機にかなり議会運営を見直ししてきたところがあって、一つ課題になっているところは、小林委員がおっしゃった請願の取扱いで、それは議案と請願について、少なくとも紹介議員が付いている中で、議案については臨時会を開いて、確実に議決作業を行うということがあるのに、紹介議員が付いている請願だけを、ある種の議案として取り扱うのではなく、ちょっと我慢して待ってもらっていいのか

という議論がある。それについては、紹介議員になるタイミングをそれぞれの議員が判断してもらって、早急に解決しなければならない問題であれば、紹介議員になって請願として粛々と進めていく。そうじゃない問題であれば、定例会議に合わせた形で署名してやっていけばという話をしているが、請願だけを別扱いにする根拠というのがなかなか見えなくて、そこは議員の良心に委ねられている状況なんですね。それで悪いと思っていないのですが、議会運営委員会で議論する中で請願の乱発による臨時会議の開催というのが増えていくということはよくないと言っているのですが、その辺りの話を伺いたい。もう一つは、出来るだけ臨時会議を開くに当たって執行部への配慮を含めて出席の職員をかなり減らしたいと思っています。一つは、関係のない、議案も出ていないし質問もない管理職の方々が議会に詰めているというのは、所沢市全体にとってプラスではないということと、機動的に開くためには拘束してはならないということがあって減らしてはいるのですが、その感覚というのが議員にも執行部にも伝わらない部分で、そこが各定例会の日程ごとにどのような出席を要求していくかということが一つの課題になっています。最後にお聞きしたいのは、これを機に個人的な意見になるが、議会が議員として議論したい。執行部に対して何か物を申すという機関ではなくて、議会が議会として決めていくような形で、この通年会期制を運用したい。ですから、執行部自体は必要に応じて説明を受けなければならないが、やはり決めていくのは議会なのだから、仮に執行部がいなくても議会は成立するので、そういった

ことにうまく使っていけたらと思っています。そのためには、執行部も議員もある種の意識改革がないと、なかなか難しく、この通年会期制によって意識改革のようなものが成り立てばすごくいいかなと思っています。その辺のヒントがあればご教示いただきたい。

廣瀬委員

請願についても、例えば、臨時会議について従来、定例会制度のもとでも臨時会を招集して審議しなければならない議案が出た場合に臨時会を招集する。ただその場合には、招集理由となっている議案の審議に限定される。それによって自ずとそこで本会議をやっているから、それ以外の請願の審査をするかといってもできない。制度的にできなかったわけだが、今後の定例会議以外で請願を審査してはいけないかという、そういうルールは全然ないですから、その意味では、従来の臨時会よりも執行部側が議案を出して、議会が審議して結論を出してほしいという従来の臨時会よりも少しハードルを下げて、機動的に意思決定できるようにする。その下げの部分に、これぐらい重要な請願であれば、従来であれば臨時会ではできなかったが、機動的にこの請願については審査をして議会として意見も明確に示したほうが望ましいということが、議会の中で合意できるものであれば、そういうものは排除しないほうがよいだろうと私も思います。ただ実際にどのぐらいのものについてはそうなのかということについては、おそらく色々な意見があるでしょうし、もう一つは、例えば、所沢市で起こっている事柄、市政の課題に直接関わるることについて、事態が動い

ているこの段階でこの請願で例えばこの意見を採択するというふうにしてほしいというようなものもあれば、国政の側が色々な日程で動いている中で、国政に対する意見を所沢市議会からも上げてくださいというタイプの請願が臨時会議の日程というものにそぐうかどうかということについては、少し評価の基準は違うと思います。私はそういう感じがするのですが。例えば、そういうことについて、通年会期の制度を取るということは、そういうものをどう扱うかについて議会の自治の範囲でどちらにでもできるということですから。そのことは議会の中で丁寧に議論をしながら、当初はこれまでなかったことですから、みんなが一致してこれぐらいでやるべきだという共通理解がすぐにできるとは思わないですけど、議会の先例を積み重ねることによって一定の予測可能性というか、一定の事実上のルールを議会の自治としてつくっていかれる必要があることだと思います。管理職の出席ですけども、これはもっと感覚的なものだと思うが、議員の側も出席を求めたい、ずらっと並んでいるということが、議会として市政全体について物事を決めていく時なのだから当然そうあるべきだという感覚の人もいれば、いやけどその人に対して答弁の必要性というのが今日の議事の中では絶対ないんだからいらないでしょという判断をする人もいらっしゃる。行政の部長の中にも、議会が動いていて本会議があるのにそれには直接には触れないで自分の仕事をその間もやっていなさいと。あなたの分の仕事は今日の議事にはありませんからと言われたときに、おそらく感覚的には、そうは言うけど不安だということはあるの

ではないかと思えます。これは慣れでしか解決しないのではないかな。できるだけ、単発の特に臨時会議の際に、これはこのことしか議論しないのだから、別の部局の方は皆さん必要ありませんよというようにするとか、あるいはどうしても気になるのであれば、大変失礼だけど、この時は傍聴席でどうぞ。傍聴席にいることを否定すること、拒否することはもちろんできませんから。議事の必要上、出席を求めるから執行部の席があるわけですね。だけれども、その役割は今日はないんだけど、聞いておきたいというのは、まさに傍ら聞くという傍聴の位置にいらっしゃるわけだから、そういう場合は傍聴席で聞いてください。それだったらというふうになるのか、ならないのかは分かりませんが、それも一案ではないか。まずは非公式にそういう考えもあるんだよということは、是非議論をしておいた上でやってください。いきなり本会議に出ようと思って来たら、今日あなたは答弁予定がないから傍聴席に上がんなさいと言われてたら、無用の軋轢を生むかもしれませんので。ただそれぐらい、議会としても考え方を変わるんですよというメッセージとしては、だから答弁とかそういう必要性があるわけではなくて、しかし、本会議で今日どういう議論がされるのかということを知りたい場合には、そのために傍聴という制度があるのだから、傍聴席というふうに我々は理解していますというようなことを伝えた上で、お互いの合意としてどういうときに出席を求めるかということを確認にするわけではないけれども、自然に出席するものだということで執行部席に来られるか、それは来ないのがだんだん普通になっていくのか。そ

の辺りを相談しながら、お互いの慣れというのをつくるしかないのではないかと思います。あと、議会が議論するということが主で、つまり自分の所管のことに関わっていないにしても、行政との質疑が中心で議事が動いていくということが専らであれば、その場合にいないというのは、まずいんじゃないかという感覚が行政の執行機関の管理職の中には当然出るでしょうし、一旦答弁を受け取って、それをどう評価してどう判断するかの話になったら、あとは議員同士で色々議論している場面だから、ここには執行機関の職員がいる必然性というのはいらないかなというふうに、議会が議員間の議論の場であるということを実際にも積み重ねていかれることによって、慣れというのも変わっていくんじゃないかなと感じます。

中村委員

法制度上の問題というのが必ずあって、オンライン化の話なんですけども、これについては限界があるということは重々承知なんですけど、やはり普段の議会内の会議だとか、あるいは執行部も含めてですが、もう少し軽い打合せだとか、そういう時にオンライン化を推し進めていきたいなと思っています。例えば、地方自治法でガチガチなので、議会の場合は限界があるのですが、今所沢市の教育委員は福島県から来られている方とかいらっしゃってですね、議会ほどバリバリに議決、ガチガチに法律に縛られていなければ、そんな会議をオンラインでやっていただいたほうが、オンラインのシステムは、福島県から5回くらい往復する費用で全部そろっちゃうので、そのほうがすごくいいなと思っているんですけども、いわゆるパ

ブリックセクターというか公共の中で、議会も含めてですけど、もう少しオンラインを進めてくというのは何かないかなといつも思っているんですけど。その辺について、お知恵をいただきたい。

廣瀬委員

協議又は調整の場、会議規則に規定しているものも含め、それ以外もいっぱいありますよね。それは制度的には何も制約はないので、当然やってもいいんじゃないかなと思いますし、だんだん運用が緩くはなってきましたけれども、本人は健康なんだけど、家族でコロナに感染した人が出たから今日は議場には行けない、登庁はしないと。そういう場面はこれからもしばらくの間はあるように思うんですね。その都度、その人を交えた会議や打合せはできないとなると非常に支障が出るので。高熱が出ていてもうろうとしているのに無理やりオンラインで会議に出てもらおうというわけにはいかないけれども、そういう症状もなく、実際に支障がないのであれば、その場合も対面ではなくオンラインを使うことによって、色々な打合せが滞りなくできるというのはメリットだと思いますので、そういうことは協議又は調整の場からどんどん活用されてみる。それこそ慣れていくことが必要なのではないかと思う。取手市議会や大津市議会もそうですかね。意思決定については対面で行うなど慎重だけれども、議論での実質的な活用についてはすごく積極的な議会がいくつかありますので、そういうところの実践例を参考にされながら、法律上の問題は特に本会議についてはまだ決着はついていませんけれども、条例を改正すれば総務省も委員

会はやってよろしいと言っている。そういったことについて、本当にやるかどうかというようなことも含めて、そういう議論をされることと、打合せなどについて、随時今日はオンラインでやろうみたいなこととか、オンラインの練習というか、オンラインで行うことによってどんなメリットとデメリットがあるかを実証するために試行してみようというような場を持たれるということは、オンラインでなくてもできるときに積極的に準備をしておくことが、例えば委員の半数くらいが自宅からじゃないと出られないみたいな場面が仮に生じたとして、それでも打合せができるようになっていう条件を整えておくという意味では、防災訓練みたいなものですね。それはやっておく価値はあるんじゃないか。それが議会のBCPにつながるんじゃないか。

末吉議会運営
委員長

先生がおっしゃるとおりで、実は何回かやったことがありまして、常任委員会の中で濃厚接触者になったりということで、常任委員会の打合せであるとか何回かやったことがありますが、そこがなかなか練れてこない、やはりリアルだということで、そこは意識的にやっていかなければいけないのではないかとお話を伺っていて思いました。

廣瀬委員

あと、大学はオンラインのさまざまな活用法をほぼ網羅して、Zoomの他にも教室にいる学生もいればオンラインで参加している学生もいるというハイブリットや、動画を配信するだけというオンデマンドも色々経

験してきていますが、一番コミュニケーション面でも難しいのは対面の人たちとオンラインの人たちが混在している環境を上手く回すということがすごく難しいです。昨年度には実際経験したことですけれど、学生から申出があって来週は非常に重要なレポートを完成しなければいけないので、全面的にオンラインにしてほしいと言われ、毎週教室とオンラインを併用してやっていたのですが、その重要な回だけは全面オンラインにしました。そのほうがやりやすいという場面もありますので、併用がどこに支障が出るか、それならば出られる人も含めて全員オンラインでやったほうが平等だからやりやすいという、色々なやり方を経験してみられた上でこんな時はこの方法がよいであると、その判断をされていくとよいのではないのでしょうか。

扇原会長

角田委員はいかがでしょうか。

角田委員

あえて逆の話をさせていただきます。先ほどは別の委員会に出ていたのですが、4人が出席で4人がオンラインで会議をしていたのですが、なかなか決定するときに難しいところもありまして、よい点は働き方改革が言われている中でも全員がそろうことができることです。特に最近女性の参画が言われていますが、子育て世代の女性が私の教室にもたくさんいるのですが、オンラインは非常にありがたいと言っていましたので、そういうことはよいのですが、今日のところも意見交換がありまして、ある先生

が所用があったので途中でオンラインを切って退席してしまいました。憶測でしかないのですが、なかなかオンラインのよさもあるし、そうではないよさもあるということですので、それぞれの長所を考えてやっていただきたいと思います。ただ、私の教室ではお子さんを抱えている方が2人いるので、オンラインで会議に参加できるようになって非常に助かっていますと話していました。子供が横にいても会議には参加できますので、そういった意味では今後検討も必要かと思います。

国の方針なので、できるだけオンラインにしてくださいということで5、6人で皆さんがいるのに、なんでオンラインでやるのかということもありましたが、段々と慣れてくると小さな5、6人のよく知ったミーティングであればオンラインでやっても大丈夫だと思います。だめなのはオンラインで勉強して何回も見られるのはよいのですが、それを聞くことで、出席して何かの資格になるものは優秀で勉強する人はよいのですが、アライズづくりにだけ使われてしまうという面は考えなければいけないと思います。

扇原会長

それでは答申案の準備ができたようですので、本日の意見交換はここまでとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、答申案の用意が出来ましたので議題1に戻りたいと思います。答申案について確認をお願いいたします。先ほども御意見があったと

思いますので、この段階で御意見がある方はお願いいたします。

廣瀬委員

先ほどの税条例の専決に関する発言で、理念的に説明がつくという話をした際に、あまりうまく表現できていなかったのですが、「国会において改正された」というところで、国民の選挙による代表が審議して国会において決めたということを踏まえているから、理念的にもその法律の内容を条例に反映する場合には、各地方議会の審議まで必須ではないという趣旨のつもりでいましたので、「国会において」の手前に「国民の代表において構成される国会において」と修正してはどうかと思います。

扇原会長

廣瀬委員から御提案がありました。国民の代表において構成される国会においてと追記します。他に御意見はありますか。

末吉議員

意見ではないのですが、何かというと国や県が上であるというような無意識の刷り込みがあると思うのですが、廣瀬委員のおっしゃることでそこが納得できる内容になっていると思います。

扇原会長

ありがとうございます。他に気づきの点や修正はありますか。

廣瀬委員

先に提案していただいたものについての言葉の上での修正の提案なのですが、1つは一項目目のところで、「定例や通年という言葉自体により、

その本来の制度の誤解を生じさせないための配慮も重要であることから、市民や行政にも通年会期制の必要性及び効果をしっかりと理解をしていただくよう努めること。」についてですが、必要性ということではなく、通年会期制の実体的な内容が分からないというところに課題があるように思いますので、「通年会期制の実体的な内容、必要性及び効果」と修正して、実体的な内容とはどのように運用するのかということの説明をしっかりと、のべつ幕無しに会議をやっていて、いつ何が行われるか分からないような通年べったり会議というイメージではなく、こういうふう構成して、こういうふうな日程でやっていくということをしかりとお伝えいただくことが大事だという趣旨になると思います。もう1つが「他市事例を参考にして、通年会期制の導入後においても所沢市議会基本条例で定める市民参加の機会が損われることがないよう、十分な配慮に努めること。」というところで、前回の会議ではそういった部分を含んだ発言をしましたが、その趣旨は先ほど説明したことで、答申の文章からは「他市事例を参考にして」という一言は削ってはどうかという提案をしたいと思えます。

扇原会長

それでは、通年会期制の部分については、「通年会期制の実体的な内容・必要性及び効果」と加筆し、「他市事例を参考に」という部分を削除するという提案がありましたが他に御意見はありますか。3箇所修正がございましたが、他にありますか。なければこの内容で修正

するということよろしいでしょうか。

(委員了承)

(案文の用意)

扇原会長

それでは先ほどいただきました修正を含めた案ができましたので、御確認ください。

(委員は、修正案を確認。)

ただいまお示ししております案をもって答申とすることよろしいですか。

(委員異議なし)

それでは、大石議長に答申書をお渡ししたいと思います。

(扇原会長が別紙の答申書を読み上げ、大石議長へ手渡す。)

(答申書は、別添のとおり。)

大石議長

ただいま、答申書を受け取らせていただきました。

最初の挨拶で申し上げましたが、いよいよ最終コーナーを回って実施するところまで来ました。これからは更に多くの御意見が寄せられるはずでございます。私も先頭に立って、市民の方々と意見交換の場できちんと答申を踏まえ、しっかりと説明をしたい。そして、誤解を解きながら議会としてこのやり方が進むべき道なのだほとんどの議員が思っておりますので、その意思を市民の皆さんに伝えていきたいと思

ます。

貴重な答申により後押しをしていきただきまして、ありがとうございます。
す。頑張っまいます。

扇原会長

答申の内容につきましては、議会内で共有していただき、議会運営委員会
会でさらに議論を深めていただければと思います。よろしくお願いいたします
ます。

扇原会長

ほかに何かありますか。以上としてよろしいですか。

(委員了承)

それでは、本日の議事を終了しお返しいたします。ありがとうございます。
した。

4 閉会

谷口副議長

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。

皆様におかれましては、慎重な御審議をいただき、ありがとうございます。
した。

閉 会 (午後8時16分)